

＜委託生産に関する御意見と御意見に対する考え方＞

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	委託の要件として「肥料の生産は、委託者の指図に基づく」とされていますが、「指図」とはどう解釈するのでしょうか。 配合肥料等、指示通りの原料比率で製造せよとの委託形態も当然あるとは思いますが、委託者が保証成分等の規格や仕様を指図し、受託者に一定の設計権を委任する委託形態が可能であることが必要と考えます。 肥料取締法上の責任は委託者名義で負う前提の制度ですので、受託者にどこまでの権限を委任するかは民間契約の範疇と考えます。	委託者の指図に基づく生産とは、委託契約の範囲内で受託者が生産することです。受託者に一定の設計権を委任する委託契約であっても、当該契約の範囲内での生産であれば、委託者の指図に基づく生産となります。
2	登録申請書の記載事項の中で、粒状化促進材、肥料の固結を防止する固結防止材等の添加材は製造技術にかかわる資材であり、使用している資材を委託者に開示出来ない場合があるため、登録申請書の記載方法について配慮をお願いします。	肥料の品質等を確保するため、委託生産による登録等の申請においても、固結防止材等の材料を使用する場合には、材料の種類及び名称並びに使用量を記載する必要があります。 仮に、委託者に対して使用している材料を示すことが困難な場合には、従来通り、受託者が登録等の手続を行ってください。
3	製造設備の賃貸借契約により多数の会社が生産登録をしており、肥料の袋や保証票には実際に製造している会社名の表示はなく、委託者の会社名しか記載されていません。 肥料製造設備の有効利用を促すことには全く異論はありませんが、肥料を購入する消費者保護の観点から、保証票や袋において受委託関係が分かる表示に変更すべきではないかと思えます。 OEM 契約にて製造された肥料の袋には製造者と委託者の両方が明記されるべきです。	通知案の記の２（３）に記載のとおり、肥料を委託生産する場合には、保証票における「生産した事業場の名称及び所在地」として、受託者の氏名（法人にあってはその名称）並びに生産する事業場の名称及び所在地を記載することとしており、保証票には委託者と受託者の両方が記載されます。 現に生産設備の賃借により生産を行っている肥料について、生産実態を踏まえ委託生産に該当すると判明した場合には、委託生産の届出を行うよう周知・指導することとします。
4	通知案の委託制度においても賃借と同程度の届出書類は必要となります。既存肥料の生産を全面的に委託するとなれば、各肥料個別に生産事業場を追加する届出が必要となります。将来的に肥料個別の変更の手間を省力化できるような制度改正をお願いします。	賃借による生産から委託生産に変更する場合には、登録申請書等に記載した「生産する事業場の名称及び所在地」の変更届及び保証票に記載した「生産した事業場の名称及び所在地」の変更を行う必要がありますので、御理解ください。 なお、「生産する事業場の名称及び所在地」の変更届は、複数の銘柄について１枚にまとめて届け出ることが可能です。

5	「生産した事業場の名称及び所在地」として、「受託者の氏名(法人にあってはその名称)並びに生産する事業場の名称及び所在地」を記載することとされていますが、従来同様に略称を設定することはできますか。 また、従来、工場の賃借により行っていた生産を委託生産に切り替えた場合、実質の生産工場が変わらないことから、略称表示を変更せずに移行を行いたいと考えています。 必要な手続を踏めば、同じ略称は使用できますか。 (同様の趣旨の御意見1件)	委託生産であっても、肥料取締法施行規則第11条に基づき、略称を設定することは可能です。 略称により「受託者の氏名(法人にあってはその名称)並びに生産する事業場の名称及び所在地」が特定できるのであれば、①賃借の廃止の届出、②委託生産の届出、③法第13条第1項等に基づく変更の届出、④略称の届出の手続により、既存の略称の再利用は可能です。 なお、同一の工場で賃借による生産と委託による生産の両方を行う場合には、委託生産と賃借生産で「生産した事業場の名称及び所在地」が異なるため、略称も別々に付けることになります。
6	要件の「全て委託者に譲渡」について、制度上あくまで委託者に譲渡せよとなった場合、肥料そのものの動きは変わらないまま書面記録のみ複雑化する可能性があります。 例えば3社間の民間契約にて「生産肥料の譲渡においてA社(親会社)はB社(子会社)と同等の権利を有する」等明確化することにより、委託者の責任によることは確認可能と考えます。	委託生産した全ての肥料について、委託者が肥料取締法上の責任を負うことを担保するため、「全て委託者に譲渡」した上で、委託者自らが販売することとしています。 ただし、委託者の責任で当該肥料を販売することを明確にした上で、当該肥料を受託者から委託者の子会社へ譲渡し、当該肥料を子会社が販売することは可能です。この場合、委託者及び販売を行う子会社は、それぞれ販売業者として届出を行ってください。ただし、既に販売業者として届出を行っている場合は不要です。
7	肥料の受委託は肥料業者の競争を促す働きがあるものですが、今回の改正により、結果として、特定のメーカーだけが生き残り、競争の原理を生まない状況になると思われます。 農業生産コストを下げるということを考えるのであれば、今回の政策は民業圧迫であり、自由競争を妨げることになると思われます。 今回の改正案については、全面的に反対します。	今般の通知は、肥料の委託生産における肥料取締法上の生産業者の取扱いを整理し、一定要件の下で、委託者の登録銘柄を受託者が生産することを可能とするものです。 委託を受けて他社の商標の製品を生産する行為は、肥料に限らず、様々な製品において広く行われており、今般の通知により、民業圧迫や自由競争の障害とはならないものと考えます。 なお、従来通り、他社の工場を賃借して、自社の登録銘柄の生産を行うことも可能です。
8	通知案1(2)の記述が不十分ではないかと考えます。「受託者が生産した肥料は」ではなく「(1)において受託者が生産した肥料は」とすべきです。	御意見を踏まえ、「受託者が生産した肥料は」を「(1)により受託者が生産した肥料は」に修正します。

9	委託による肥料の生産に関する届出書(別紙1)及び委託による肥料の生産に関する届出の廃止届出書(別紙2)において、行政機関における効率向上や、捜査機関・調査機関等による確認の容易化等に資するため、事業者が法人の場合には法人番号を記載させるべきです。少なくとも「委託による肥料の生産に関する届出書(別紙1)」については法人番号の記載欄を設けるべきです。	届出事項及び添付する委託生産契約書により、届出に係る法人の情報の把握が十分可能であることから、法人番号の記載は不要と考えます。
---	---	--